

令和 8 年度三原市職員採用資格試験要項

令和 8 年 5 月 29 日
三原市試験委員会

第一次試験日	令和8年6月22日(月)～7月12日(日)		
申込受付期間	令和8年6月1日(月)～令和8年6月28日(日)		
採用予定日	試験職種	A	令和8年10月1日(木)
		B M	令和9年4月1日(木) ※令和8年10月1日以降で中途採用する場合があります。

1 試験職種、採用予定人数及び応募資格※申込は一つの職種に限ります。

試験職種	採用予定人数	応募資格(年齢は令和9年4月1日時点)
A 一般事務職 (上級) 【令和8年10月1日採用枠】	3人程度	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人(23～28歳)
B 一般事務職 (上級) 【令和9年4月1日採用枠】	15人程度	平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人(22～27歳)
C 一般事務職 (社会人経験者)	5人程度	昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人(28～45歳)で、民間企業等での職務経験が令和8年6月30日時点で通算して5年以上ある人
D 保健師職 (上級)	2人程度	平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人(22～27歳)で、保健師免許を有している、又は令和9年3月31日までに取得する見込みの人
E 保健師職 (社会人経験者)	若干名	昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人(28～45歳)で、保健師免許を有しており、民間企業等での保健師としての職務経験が令和8年6月30日時点で通算して5年以上ある人
F 土木技術職 (上級)	2人程度	平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人(22～27歳)
G 土木技術職 (中級)		平成17年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人(20～21歳)

H 土木技術職 (社会人経験者)	2人程度	昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人(28～45歳)で、民間企業等での土木技術(設計・施工管理)に係る職務経験が令和8年6月30日時点で通算して5年以上ある人
I 設備技術職 (上級)	若干名	平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人(22～27歳)
J 設備技術職 (社会人経験者)	若干名	昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人(28～45歳)で、民間企業等での電気又は機械設備技術(設計・施工管理)に係る職務経験が令和8年6月30日時点で通算して5年以上ある人
K 建築技術職 (上級)	若干名	平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人(22～27歳)
L 建築技術職 (社会人経験者)	若干名	昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人(28～45歳)で、一級建築士の免許を有しており、民間企業等での建築技術(建築設計、施工管理)に係る職務経験が令和8年6月30日時点で通算して5年以上ある人
M 保育士・ 保育教諭・ 幼稚園教諭職 (中級)	5人程度	平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人(20～27歳)で、保育士資格及び幼稚園教諭普通免許の双方とも有する人、又は令和9年3月31日までに取得見込みの人

【注意事項】

- (1) 採用予定人数は、変更する場合があります。
- (2) 申込内容の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用される資格を取り消すことがあります。
- (3) C一般事務職(社会人経験者)、E保健師職(社会人経験者)、H土木技術職(社会人経験者)、J設備技術職(社会人経験者)及びL建築技術職(社会人経験者)の応募資格「民間企業等での職務経験」として通算する期間には、会社員、公務員、各種法人職員、自営業者等として、2年以上継続して勤務(週当たりの勤務時間が、平均29時間以上のものに限る。)していた期間及び青年海外協力隊等で2年以上継続して活動していた期間が該当します。ただし、在学中の期間及び連続して1か月を超えて勤務等に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は除きます。また、同一期間内に複数の経験が重複する場合は、いずれか一方に限ります。最終合格後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。
なお、職歴証明書等を提出できない場合や、通算して5年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (4) D保健師職(上級)は、保健師免許を令和9年3月31日までに取得することができない場合、採用される資格を失います。
- (5) M保育士・保育教諭・幼稚園教諭職(中級)は、保育士資格及び幼稚園教諭普通免許を令和9年3月31日までに取得することができない場合、採用される資格を失います。
- (6) 次に該当する人は受験できません。
ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- イ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (7) 日本国籍を有しない「永住者」及び「特別永住者」の人も受験できます。
- ただし、日本国籍を有しない人で、永住者又は特別永住者の在留資格あるいは日本国籍を取得見込みの人は、令和9年3月までに取得できない場合、採用される資格を失います。

2 受験申込手続き

(1) 申込方法

申し込みは、インターネットから自治体求人サイト「パブリックコネクト」に接続し、会員登録（無料）を行った上で希望する職種の求人ページから申し込みをしてください。会員登録時に受験者情報等を正確に入力し、顔写真（6か月以内に撮影し、上半身、脱帽、正面向き）のデータを登録する必要があります。

【パブリックコネクトへのアクセス】

<https://public-connect.jp/employer/86150>



(2) 申込受付期間

令和8年6月1日（月）0時00分から令和8年6月28日（日）23時59分までです。

受付期間中なら、24時間いつでも申込みできます。（一時的にシステムメンテナンスを行う場合があります。）

期間内に申込完了（申込完了メールの受信）したものを有効とします。機器トラブル、通信障害、締め切り直前の混雑等、いかなる理由があっても期間を過ぎたものは受付いたしませんので、時間に余裕をもってお申込みください。

申込内容確認後、第一次試験の案内をメール及び三原市職員採用情報サイト（パブリックコネクト）内のメッセージ機能で送信します。

(3) 受験票の確認方法

[パブリックコネクトにログイン]→[マイページ]→[エントリー一覧]→[受験票]

ア 受験申込が完了すると受験票を表示することができます。申込みが正常に完了したことを確認するため、申込受付期間内に必ず確認してください。なお、受験票は試験当日に確認しますので、スマートフォン等に表示したものを提示していただくか、紙に印刷して持参してください。

(4) 申込みにあたっての注意事項

ア 申込みは、1つの試験職種に限ります。申込完了後の試験職種の変更はできません。

イ 記入に不備等がある場合は、修正を求めることがあります。これにより申込受付期間中に申し込むことができなくなったとしても、一切、責任を負いません。

ウ 車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。

エ インターネットからの申し込みを原則としますが、特別な事情により利用ができない場合は、総務部職員課までお問合せください。

オ 必要に応じて、別途資料の提出を求める場合があります。なお、提出された書類は、返却しません。

カ 申込後、受験を辞退する場合は、下記のURLへアクセス又は二次元バーコードを読み取

り、辞退届を提出してください。

【職員採用資格試験辞退届へのアクセス】

URL : <https://logoform.jp/form/UQ6D/1591223>



4 試験の内容

試験は第一次試験、第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 試験科目及び内容

試験科目	試験内容	試験時間
S P I 3 - U S P I 3 - G S P I 3 - H	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	65 分
論文試験 (記述式)	課題に対する理解、思考力、表現力等についての筆記試験 (論文テーマは、試験当日に発表します。)	50 分
面接試験 (集団)	主として人物、識見等についての集団討論 (集団討論テーマは、試験当日に発表します。)	—
面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—
実技試験	保育士・保育教諭・幼稚園教諭に必要な音楽、図工の実技試験	—

(2) 職種別試験内容

試験職種	第一次試験	第二次試験		
A 一般事務職 (上級) 【令和 8 年 10 月 1 日採用枠】	S P I 3 - U	論文試験	集団討論	個人面接
B 一般事務職 (上級) 【令和 9 年 4 月 1 日採用枠】	S P I 3 - U	論文試験	集団討論	個人面接
C 一般事務職 (社会人経験者)	S P I 3 - G	論文試験	個人面接	—
D 保健師職 (上級)	S P I 3 - U	論文試験	個人面接	—
E 保健師職 (社会人経験者)	S P I 3 - G	論文試験	個人面接	—
F 土木技術職 (上級)	S P I 3 - U	個人面接	—	—
G 土木技術職 (中級)	S P I 3 - H	個人面接	—	—
H 土木技術職 (社会人経験者)	S P I 3 - G	個人面接	—	—
I 設備技術職 (上級)	S P I 3 - U	個人面接	—	—
J 設備技術職 (社会人経験者)	S P I 3 - G	個人面接	—	—
K 建築技術職 (上級)	S P I 3 - U	個人面接	—	—
L 建築技術職 (社会人経験者)	S P I 3 - G	個人面接	—	—
M 保育士・保育教諭・幼稚園 教諭職 (中級)	S P I 3 - H	個人面接	実技試験	—

5 試験の日時、場所及び合格発表

区分	職種	日時	場所	合格発表
第一次試験	全ての職種	令和8年6月22日(月)から7月12日(日)まで	オンライン会場 (自宅などでパソコンを利用して受検)又はリアル会場	7月下旬予定
第二次試験※3	全ての職種	令和8年8月中の土日で指定する日時 ※日程の詳細は、第一次試験合格者に通知します。	三原市役所本庁舎	9月上旬予定

(注意) ※1 周辺商業施設の駐車場への受験関係者の駐車を禁止とします。

※2 合格発表は、三原市役所1階掲示場に掲示するほか、ホームページへの掲載及び合格者へのパブリックコネクト内のメッセージ機能で個別通知を行います。

※3 原則指定する日時での受験になります。第二次試験の詳細な日程は、第一次試験の合格者に通知します。また、詳細な日程が決まり次第、ホームページ、パブリックコネクトでお知らせします。

(1) 第一次試験について

令和8年7月1日(水)までにSPI3の「受検依頼メール」を送信します。受検依頼メールが届かない場合は、職員課人事研修係まで連絡してください。**第一次試験期間内(6月22日(月)～7月12日(日))に受検できなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。**

会場が混み合う場合があるので、早めの受検をお願いします。

(2) 受検依頼メール受信後

ア 日時・会場の仮予約

「受検依頼メール」の案内に従って、基礎能力検査の受検に都合がよい日時・会場を選択してください。

イ 性格検査受験

「受検依頼メール」の案内に従って、自宅等のパソコン又はスマートフォンから性格検査を受検してください。

ウ 基礎能力検査の日時・会場予約の確定

性格検査が終了すると、基礎能力検査の日時・会場の予約が確定します。

(3) SPI3テストセンターについて(必ずご確認ください。)

SPI3テストセンターに関する基本情報、会場の案内、受験の流れ、準備物などの詳細は、SPI3ホームページを参照してください。

【テストセンター情報】

<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>

【SPIのテストセンターについて】

<https://www.recruit-ms.co.jp/freshers/spi-006.html>



6 試験成績開示請求

(1) 試験成績は、個人情報保護に関する法律第69条に基づき、受験者本人に限り開示請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

(2) 試験成績開示請求対象者は、各試験の不合格者です。(各試験において、すべての科目を受験した人に限ります。)

(3) 開示内容は、各試験の「科目別(筆記・面接別)得点」、「総合得点」、「順位」、「最低合格

点」を開示します。

- (4) 各試験合格発表の日から3か月以内に、次のURLへアクセス又は二次元バーコードを読み取り、試験成績を開示請求してください。申請にあたっては、「本人確認ができる書類（運転免許証等）」を添付して申請してください。

【試験成績開示請求へのアクセス】

URL：<https://logoform.jp/form/UQ6D/594355>



7 採用等

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿又は補欠合格者名簿に登載されます。両名簿の有効期限は、令和9年3月31日までです。
- (2) 採用候補者名簿登載者には、次の書類を、後日提出していただきます。
- ア 最終学校（卒業見込者は在学期）の卒業証明書及び成績証明書
 - イ 健康診断書（所定の用紙により受診したもの。最終合格発表後に配布）
- (3) 採用候補者名簿登載者は、原則全員採用されます。補欠合格者名簿登載者は、採用辞退や職員の辞職等が発生した場合、補欠順位の上位者から採用候補者名簿に繰上げます。
- (4) 採用後は、市長事務部局等の各課に配属されます。採用はすべて条件付きで、原則として採用から6箇月間を良好に勤務したとき正式採用になります。
- (5) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭職を受験される方は、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となりますので、特定性犯罪の前科の有無を確認します。確認の結果、特定性犯罪事実該当者に該当した場合は採用されません。

8 給与

(1) 初任給は年齢・経験により異なりますが、基本的な初任給は次のとおりです。

職種	学歴等	初任給 (地域手当4%含む)
一般事務職(上級)、保健師職(上級)、土木技術職(上級)、設備技術職(上級)、建築技術職(上級)	大学 新卒者	247,104円
一般事務職(社会人経験者)、保健師職(社会人経験者)、土木技術職(社会人経験者)、設備技術職(社会人経験者)、建築技術職(社会人経験者)	大卒 32歳	315,016円
土木技術職(中級)	高専 新卒者	231,504円
保育士・保育教諭・幼稚園教諭職(中級)	大学 新卒者	244,400円
	短大 新卒者	231,504円

(2) その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

9 勤務時間

勤務時間は原則として1日7時間45分、1週平均38時間45分です。

参考：日本国籍を有しない職員の任用原則

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、三原市では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

1 公権力の行使に当たる業務

- (1) 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- (2) 市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務

2 公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職(ライン職)の課長以上の職が該当します。

【問い合わせ先】

三原市役所 総務部 職員課 人事研修係

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電話：0848-67-6025

電子メール：shokuin@city.mihara.hiroshima.jp